

I 総論

(問1) 本事業の趣旨、概要を知りたい。

(答1) 本事業は、多核種除去設備等処理水（以下「ALPS 処理水」という。）の海洋放出に伴い、仮に風評影響が生じた場合でも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、次の事業について、補助金を交付します。

(1) 販路拡大等支援事業

- ① 漁業者団体等が行う、社員食堂へ水産物を提供する取組
- ② 漁業者団体等が行う、学校給食・子ども食堂等へ水産物を提供する取組
- ③ 漁業者団体等を含めた幅広い主体が行う、創意工夫による多様な販路拡大の取組
(販促プロモーションや直売会の開催、新商品開発等)
- ④ 漁業者団体等が行う、EC サイト等において水産物のインターネット販売を行う取組

(2) 買取保管等支援事業

漁業者団体等が行う、水産物の一時的な買取や保管

(問2) 事業実施に係る手続きフローを知りたい。

(答2) 大まかな流れは、以下のとおりです。

事務局に対する「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金申請書」の提出

事務局による書面審査

第三者の有識者による審査・審査結果の通知

(採択された場合)

事務局に対する「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金交付申請書」の提出

「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る交付決定通知書」の受領

(事業の開始)

「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る補助事業状況報告書」の提出

(事業の終了)

「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る補助事業実績報告書」及び「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る収益状況報告書」の提出

「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る補助金確定通知書」の受領

「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金に係る補助金精算払請求書」の提出

(補助金の受領)

(問3) 需用費と役務費にはどのような経費が該当するのか。

(答3) 需用費は、事業を実施するために必要な消耗品費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、包装資材費、輸送費、インターネット登録料等が該当します。また、役務費は、事業を実施

するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、試作等を専らおこなう経費です。細部については事務局にお問い合わせください。

II 事業対象関係

(問4) 事業の対象となる水産物とは。

(答4) 申請直前の1か月以上の期間における産地卸売市場等の取引価格が、ALPS処理水の放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落している、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる水産物です。

(問5) 取引価格とは何か。

(答5) 産地卸売市場等の公的機関等が収集、公表している価格のことを指します。

(問6) 風評の影響はどのように示したらよいか。

(答6) 魚種や水揚地、加工地域等に風評の影響が及んでいることを示す報道や情報、また、消費、流通、在庫、取引先等における具体的な影響を示していただく必要があります。

(問7) 対象水産物には加工品を含むのか。

(答7) 水産加工品（水産動植物を主原材料（原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあつては20%以上）として製造されたもの）を含みます。ただし、水産加工品が事業の対象となるのは、問4に該当する水産物が、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている場合に限られます。

III 取組内容関係

(問8) 事業実施者が事業による調達期間開始前からすでにインターネット販売に取り組んでいる場合は、EC販売型の補助対象にならないのか。

(答8) 事業に係る対象水産物の送料は対象です。すでに対象水産物のインターネット販売に取り組んでいる場合でも、新たに対象水産物の特設ページを設けるなどの取組を行えば、広告宣伝の需用費、賃金、役務費、委託費も本事業の対象になります。細部については事務局にお問い合わせください。

(問9) インターネット販売を活用して対象水産物を販売する場合に、非対象の水産物とのセット商品は補助の対象となるか。

(答9) 対象水産物の販売に限ります。

(問10) 交付規程における子ども食堂等の「等」とは何か。

(答10) 子ども食堂等の「等」は、幼稚園、保育園、学童保育及び子ども宅食を想定していません。

(問 11) 学校給食、子ども食堂等への食材提供について、「各施設 2 回」というのはどのようにカウントするのか。

(答 11) 同一事業実施者による同一施設への提供回数を 2 回までとします。なお、学校給食への提供に当たっては、対象品目の選定、対象となる小中学校との調整等について、地方公共団体（対象品目の担当部局、教育関連部局）と緊密に連携していただくことが必要です。

(問 12) 買取保管等支援事業における水産物の買取価格はいくらでもよいのか。

(答 12) 水産物の買取価格は下落前の価格ではなく、あくまで相場価格と同程度となることを想定しています。

(問 13) 新規需要開拓費はどのように算出すればよいか。

(答 13) 買取保管等支援事業において、水産物の買取りから 1 年以内に販売した場合に支払われる費用で、買取代金及び経費の合計額に 15% を乗じて算出します。

(問 14) 事前着手はいつから可能か。

(答 14) 交付決定後の事業着手が基本です。ただし、風評影響による価格下落に対応して早期の事業実施が必要な場合には、申請以前の取組についても支援を検討しております。そのような場合は、早めにご相談ください。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があり、また、全ての取組が採択されとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを承知の上、事業を開始していただくこととなります。